

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

健康づくりは、一人ひとりが主体的に取り組むことが必要で、一人ひとりが日々の生活習慣を見直し改善し健康づくりに取り組むことが基本です。

健康増進法 第2条（国民の責務）

国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進につとめなければならない。

しかし、個人だけでは適正な生活習慣を身につけ、生涯にわたって継続していくことは困難です。そのため、個人の健康づくりを家族・地域・行政など社会全体で支援していくことが大切です。

後期計画を推進するにあたって、重点テーマとして「からだづくり」「自分チェック」「地域のつながり」の3つをポイントとして取り組んでいきます。

また、生涯を通じて健康的に過ごせるように、世代別に健康づくり5か条を作成し、子供の頃から成人期・高齢期を通じて健康づくりに必要な知識や生活習慣を身につけられるよう、情報の発信や意識啓発を充実し、市民が主体的に取り組む健康づくりを総合的に支援する体制を整備します。

（1）関係主体との連携による計画推進体制の構築

「第2次西東京市健康づくり推進プラン」を総合的・計画的に推進していくためには、市民の健康づくりに関わる多様な主体との連携を図ることが必要です。

このため、①庁内関連部門間の連携、②医療機関・専門家、民間事業者等との連携、③国、東京都、多摩小平保健所等との連携、の3つの視点から連携を図ります。

①庁内関連部門間の連携

市民や市民の健康に関わる関連主体の健康づくりの取組みを総合的に支援していくため、健康課を中心としつつ、庁内の健康づくり関連部門の連携を図ります。

②医療機関・専門家、民間事業者等との連携

市民の多様なニーズに対応しつつ、後期計画を推進するにあたっては、健康課を中心とした西東京市の健康づくり関連部門と、各医療機関、専門家団体、民間事業者との協力・連携・役割分担のもとに、個別事業ごとに適切な実行体制を整備します。

③国、東京都、多摩小平保健所等との連携

計画に掲げた全ての行政の取り組みを実施するために、国や東京都、多摩小平保健所との連携体制をさらに推進します。

2 計画の進行管理と評価

後期計画を効果的に推進するため、計画の策定（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）のサイクルに基づき、計画の進捗状況を把握・評価していきます。

①目標達成状況の把握

計画の進捗状況を把握・評価するため、計画に掲げた目標の達成状況を随時把握し、結果を市民に公表していきます。

後期計画においては、平成28（2016）年実施の「健康に関する市民アンケート」等を用いて、達成状況を把握しています。

②進行管理・評価の体制

市民や市民活動団体、事業者、社会福祉協議会、専門家等で構成される西東京市健康づくり推進協議会において、「第2次西東京市健康づくり推進プラン後期計画（健康都市プログラム）」が適切に推進されているか、進行状況・達成状況の評価を行います。